

## 28. 市町村所有施設における受動喫煙防止状況について

～5年間の取り組みからみえるもの～

成見みゆき、高橋初江、町田宗仁（佐久保健福祉事務所）小林良清（長野県衛生部健康づくり支援課）

要旨：健康増進法において、多数の者が集まる施設では受動喫煙防止対策を講じるよう努力義務が課せられている。当保健福祉事務所では平成15年の基礎調査の結果を受け、平成16年より管内市町村を訪問し市町村所有施設における受動喫煙防止対策の要請を行ってきた。この度、平成20年に基礎調査を再度実施し、取り組みの成果と今後の課題について検討した。結果として、市町村所有施設で禁煙又は分煙を実施している施設の割合は64.6%から86.8%に増加した。しかし、「効果的な分煙」の実施施設の割合は低く、特に多くの住民が集まる場所の取り組みが遅れていることから、効果的な分煙の実現には住民の理解と協力が不可欠である。今後は、正しい「効果的な分煙」を理解した上での受動喫煙防止対策への取り組みの強化が必要である。

キーワード：受動喫煙、分煙、効果的な分煙、健康増進法

### A. 目的

平成15年に健康増進法が施行され、官公庁をはじめ多くの者が集まる施設においては、受動喫煙防止対策を講じるよう努力義務が課せられた。そこで、本県では受動喫煙防止対策の基礎資料とするため、平成15年に「市町村所有施設における受動喫煙防止対策実施調査」を実施した。その調査結果を受け、当保健福祉事務所では平成16年より禁煙セールスマン事業を活用し、管内の市町村訪問を実施し、市町村所有施設における受動喫煙防止対策の要請を行ってきた。今回、基礎調査より5年が経過し、再度調査を実施して、これまでの活動を振り返るとともに、取り組みの成果と今後の課題について検討したので報告する。

### B. 方法

- ①調査対象：佐久管内全11市町村が所有する施設
- ②実施時期：平成15年12月及び平成20年5月
- ③調査方法：平成15年12月、平成20年5月に管内市町村担当課にアンケート用紙を配布・回収し集計をした。
- ④調査内容：所有施設の喫煙状況（禁煙・分煙・時間分煙・全面喫煙）について
- ⑤市町村訪問の取り組み
  - (1) 実施時期：平成16年～平成19年
  - (2) 市町村訪問の主な内容
    - ・市町村所有施設の「敷地内禁煙」・「建物内禁煙」の要請
    - ・「効果的な分煙」の説明と依頼
    - ・住民へのたばこ対策の積極的取り組みの要請
    - ・防煙教育出前講座、受動喫煙対策のチラシ、信州おもてなし事業等の情報提供

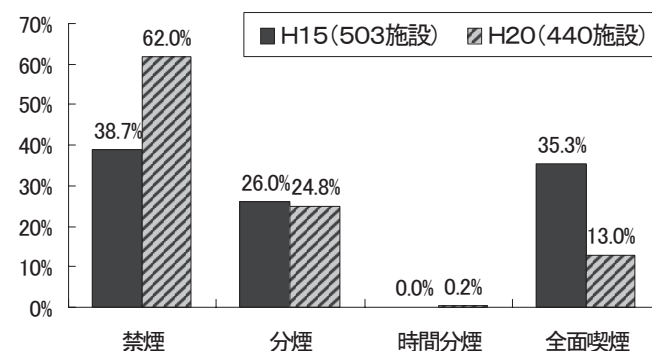
### C. 結果

- ①各市町村の受動喫煙防止対策状況
  - (1) 市町村所有施設の受動喫煙防止対策実施状況

佐久管内の市町村所有施設のうち喫煙状況の把握ができた施設は440施設。内訳は、禁煙が273施設（62.0%）、分煙が109施設（24.8%）、時間分煙が1施設（0.2%）、全面喫煙が57施設（13.0%）であった。

平成15年度の調査と比較すると、禁煙を行う施設の割合が約20ポイント増加し、逆に全面喫煙を行う施設の割合が約20ポイント減少している（図1）。

図1 喫煙・分煙・時間分煙・全面喫煙の状況



\*H15は時間分煙については調査していない

### (2) 効果的な分煙の実施状況

禁煙・分煙を実施している施設においては、喫煙区域から非喫煙区域に煙やにおいが漏れていないこと（効果的な分煙）が望ましい。平成20年度の調査における禁煙・分煙施設の詳細な状況を見ると、禁煙実施施設のうち建物内禁煙だが屋外にある灰皿の場所からたばこの煙が出入り口に達するのが13施設（5%）であり（図2）、分煙実施施設のうち喫煙場所があり、煙やにおいが非喫煙場所に達するのが77施設（71%）であった（図3）。

特に分煙施設において、「効果的な分煙」が実施できていない状況である。

### (3) 各施設ごとの受動喫煙防止状況

各施設ごとの受動喫煙防止対策状況を平成15年度の調査と比較すると、すべての施設で禁煙または分煙を行っ

図2 禁煙施設における効果的な分煙の実施状況

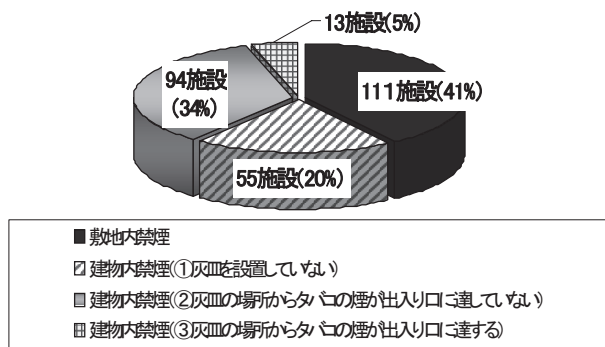
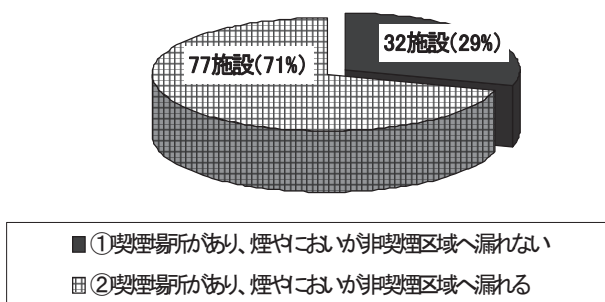


図3 分煙施設における効果的な分煙の実施状況



ている施設の割合が増加している。市町村医療機関、児童社会福祉施設、(保育園等)、児童館では全ての施設で禁煙が実施されるようになった。市町村庁舎・保健センター類似機関・デイサービスセンター・文化ホール・美術館・体育館では完全喫煙の施設がなくなり、禁煙または分煙が実施されるようになった。

一方、地区集会所、野外スポーツ施設、温泉利用施設、道の駅及び類似施設では、禁煙・分煙を行っている施設の割合は増加してきているが、他の施設と比較すると取り組みが遅い状況にある。

#### D. 考察

今回5年間の取組みの結果、市町村所有施設で禁煙または分煙・時間分煙を行っている施設の割合は、平成15年12月の64.6%から平成20年5月の87.0%と大幅に増加した。これは受動喫煙防止対策への取組みの成果が現れてきた結果だと考えられる。

しかし、禁煙・分煙の内容を見ると、全面禁煙の施設が増加しているが、分煙を実施している施設のうち「効果的な分煙」が実施できている施設の割合は未だ低い状況にある。

分煙施設の割合は変わらず、禁煙施設の割合が増えた理由としては、平成15年に喫煙施設であった施設が受動喫煙対策の必要性を感じ、禁煙施設にしたということが考えられる。この傾向は、特に市町村窓口や保健センター等で著しいが、それはこれらが「市町村の顔」ともいえる場所であるということ、たばこ対策の担当者が直接いる場所であるので取組みがしやすかったのではない

かということも考えられる。

また、効果的な分煙の達成率が低い理由として考えられることは、分煙の基準を満たそうとすると、「通気口」の確保や「換気扇」の設置等費用がかかってくるということがある。そのような点で、効果的な分煙の必要性を感じてはいても、それが現実的には費用や設備の関係上なかなか実現しにくいのではないだろうか。簡易的なパーテーションを使用するという方法などで喫煙区域を定めていても、煙やにおいが非喫煙区域に漏れてしまう場合には受動喫煙を防止することができない。その点も考慮すると、分煙よりも、敷地内禁煙や施設内禁煙のほうが同じ受動喫煙対策と考えたときに取組み易いのではないかと考えられる。

今回の調査では受動喫煙対策を講じない理由までは聞いていないが、効果的な分煙を達成するためには、手間や経費がかかってしまうので、むしろ一気に禁煙にするための手順の検討を働きかけることが重要であると考えられる。

毎年保健福祉事務所の職員が禁煙のセールスに出向いて受動喫煙対策の重要性と対策の依頼を継続してきたということで、市町村職員の方には受動喫煙防止の必要性は感じていただけたと思う。しかし、依頼をしたからといってすぐに対策が実現されるわけではないことが今回の取組みでわかった。受動喫煙防止対策の取組みが遅れている施設の特徴として、多くの地域住民が集まる場所であるという共通点も見られ、受動喫煙防止対策には施設を管理する側の思いだけでなく、施設を利用する側の理解が伴うことが必要であると考えられた。

#### E. まとめ

たばこを吸わない人への受動喫煙による健康被害を防止するために、最も望ましいのは全面禁煙である。もし分煙とする場合には、効果的な分煙でなければ受動喫煙による健康被害の防止は実現しない。

今後の取組みとしては、施設に対して「効果的な分煙」に関する知識を周知すること、受動喫煙対策の必要性をさらに啓発して地域住民の意識を変えることが重要ではないだろうか。これらを踏まえつつ、関係機関と連携を取りながら「効果的な分煙」を考慮した受動喫煙防止対策への取組みの強化を推進していきたい。